

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月19日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社フェイス
【報告者の住所又は所在地】	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566 - 1 井門明治安田生命ビル (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山 6 - 10 - 12
【電話番号】	03 - 5464 - 7633 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 木田 優子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社フェイス 南青山オフィス (東京都港区南青山 6 - 10 - 12 フェイス南青山) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社フェイスをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、日本コロムビア株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとし、

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

日本コロムビア株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

平成26年2月4日(火曜日)から平成26年3月18日(火曜日)まで(30営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

応募株券等の総数(2,390,378株)が買付予定数の上限(3,692,500株)を超えませんでしたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成26年3月19日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	2,390,378(株)	2,390,378(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券()		
株券等預託証券()		
合計	2,390,378	2,390,378
(潜在株券等の数の合計)		()

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	68,759
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	521
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	475
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(g)	261,751
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d) / (g+(b-c)+(e-f)) \times 100$)(%)	50.83

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株券等は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。また、「dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)」は、「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」のうち、各特別関係者が所有する対象者の新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数(47,500株)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が平成26年2月14日に提出した第163期第3四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、対象者が平成25年10月1日を効力発生日として実施した対象者の普通株式及びA種優先株式のそれぞれについて20株を1株に併合する株式併合(以下「本株式併合」といいます。)、対象者が平成25年10月1日を効力発生日として実施した対象者の普通株式及びA種優先株式のそれぞれについて1単元の株式の数を100株とする単元株式数の変更並びに対象者が平成25年10月3日に実施した対象者のA種優先株式の一斉取得及び普通株式の交付の影響が反映されていないため、また、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者の普通株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、

対象者が平成26年2月3日に公表した平成26年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年12月31日現在の発行済普通株式総数(13,512,870株)に、新株予約権(2,700個:対象者が平成25年6月24日に提出した第162期有価証券報告書に記載された平成25年5月31日現在の新株予約権の数(2,730個)に、平成25年6月1日から平成25年12月31日までの変更(対象者によれば、平成25年6月1日から平成25年12月31日までに、新株予約権は30個減少しているとのこと。))を反映した新株予約権の数の目的となる対象者の普通株式の数(135,000株:本株式併合の影響を反映した株式数)を加え、上記平成26年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年12月31日現在対象者が所有する普通株式に係る自己株式数(17,255株)を控除した株式数(13,630,615株)に係る議決権の数(136,306個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。